

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 0 6 号		
件 名	市立高等学校が落書きを消した行為について		
要 旨	2025 年 3 月から 4 月にかけて、市管理の中央区東竜が島一丁目の高架道路バイパス下の橋梁柱周りの壁面に 1 か所、スプレーのような塗料による落書きが発見されました。器物損壊の疑いで住民が警察と区の建設課に報告、建設課は警察に被害届を出す予定と報告がありました。ところが、いつの間にやら付近の単位制高校の職員が 2 日間で消去作業を実施。理由は生徒が容疑者として疑われているからで、消去したと言う、おかしい。警察は被害届の受理前に建設課より電話があり、単位制高校が消去作業を報告、容疑者が断定されたから了解、刑事課ではないか、本庁警察。行政のあちこちで同じようなことが発生しているのではないか。そもそも教育委員会は、いつ報告を受けたのか、指導はしたのか、住民も不安です。 単位制高校の生徒が登校時にカップコーヒーを持参し、飲みながら登校している。学校支援課の男性に聞いたら、規則がないから問題ない、注意しないと言う。市の方針を県の教育委員会等に聞いたら、一般常識として、マナーとして市はおかしいと言われました。市が正しいのなら、登校時にカップコーヒーを持参、飲みながらの登校を認めてほしい。付近の住民は、ごみの回収に協力します。 電動キックボード、スケボーも時々見かけますが、問題ないと思います。単位制高校に正当性、相当性、軽微性、違法性はないのか。法益侵害、規範違反説、どうなのでしょう。 (次頁につづく)		
付 託 年月日 委員会	令和 7 年 6 月 13 日	第 1 項 } 第 4 項	文教経済常任委員会
受 理	令和 7 年 5 月 7 日	第 67 号	

	よって下記のことを陳情いたします。 記 1 新潟市立学校は公共施設等の落書きを今後も警察に届け ないで、当事者間で処理すること。 2 スクールロイヤーをもっと気軽に相談できるようにすること。 3 市立単位制高校は規則がないから、カップコーヒ一等を登校時 に飲みながら学校に入れる規則をつくること。 4 電動キックボードやスケボー登校を以前のように黙認するこ と。
--	---